

櫛田川水系河川整備計画の点検

説明資料

令和8年8月10日

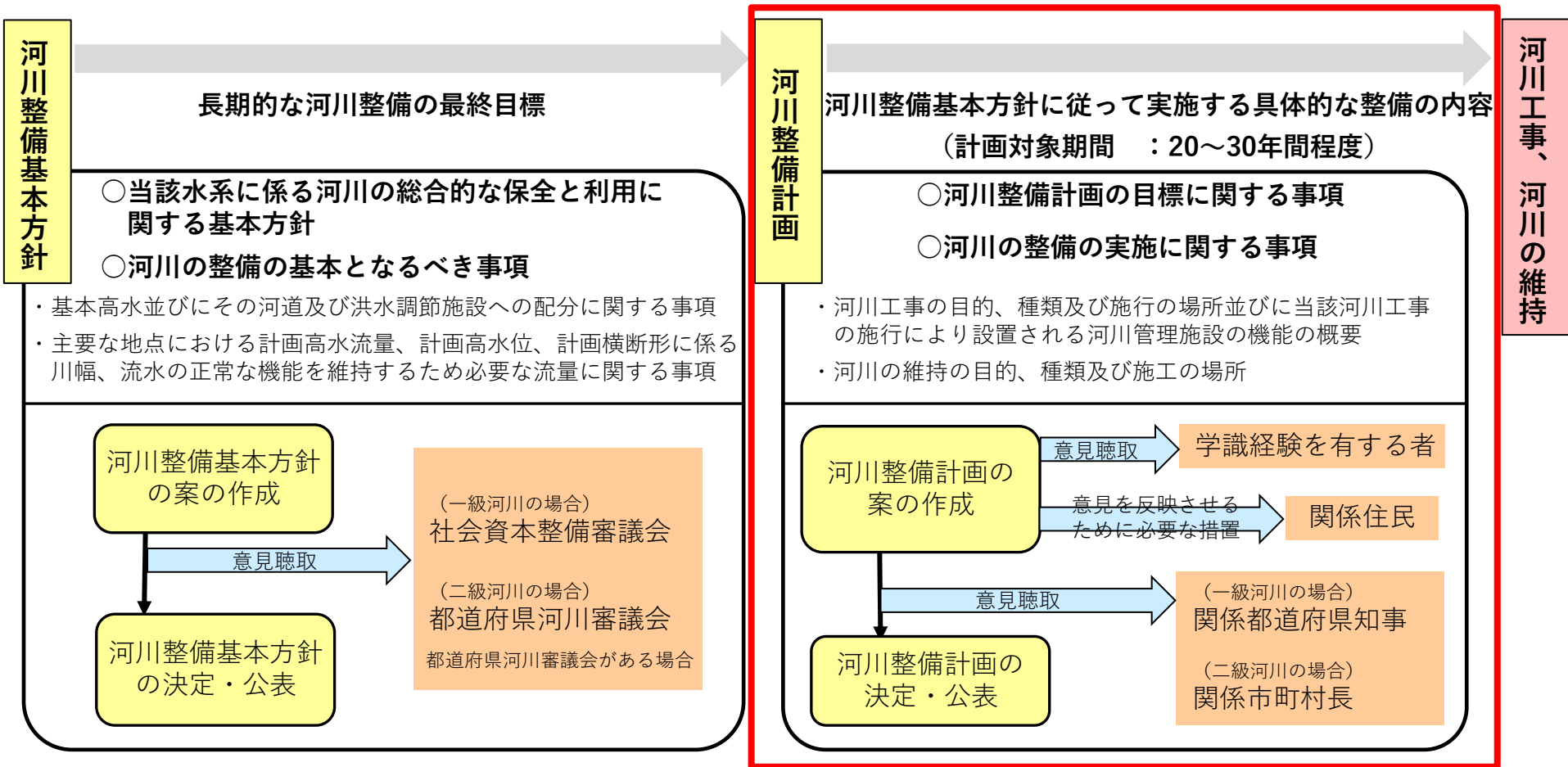
国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所

目 次

1. 河川整備計画の点検について	
1) 河川整備基本方針と河川整備計画の概要	1
2) 河川整備計画の点検及び変更の全体の流れ	2
3) 河川整備計画の点検について	3
2. 河川整備計画の概要	
1) 河川整備計画の目標	4
2) 河川整備基本方針・河川整備計画の流量配分	6
3) 河川整備計画の整備メニュー	7
3. 事業を巡る社会情勢等の変化	
1) 人口や世帯数等の流域内の状況変化	8
2) 櫛田川における近年の出水状況	9
3) 近年の全国での自然災害の状況	12
4) 流域治水の加速化・深化	13
5) 気候変動を踏まえた計画へ見直し	15
6) 気候変動を踏まえた「櫛田川水系河川整備基本方針」変更の概要	16
4. 事業の進捗状況	17
5. 事業進捗の見通し	19
6. ソフト対策に関する取組	20
7. 利水に関する取組	21
8. 環境に関する取組	25
9. 維持管理に関する取組	32
10. 河川整備計画内容の点検結果	35

1. 河川整備計画の点検について

1) 河川整備基本方針と河川整備計画の概要



河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 （略）

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

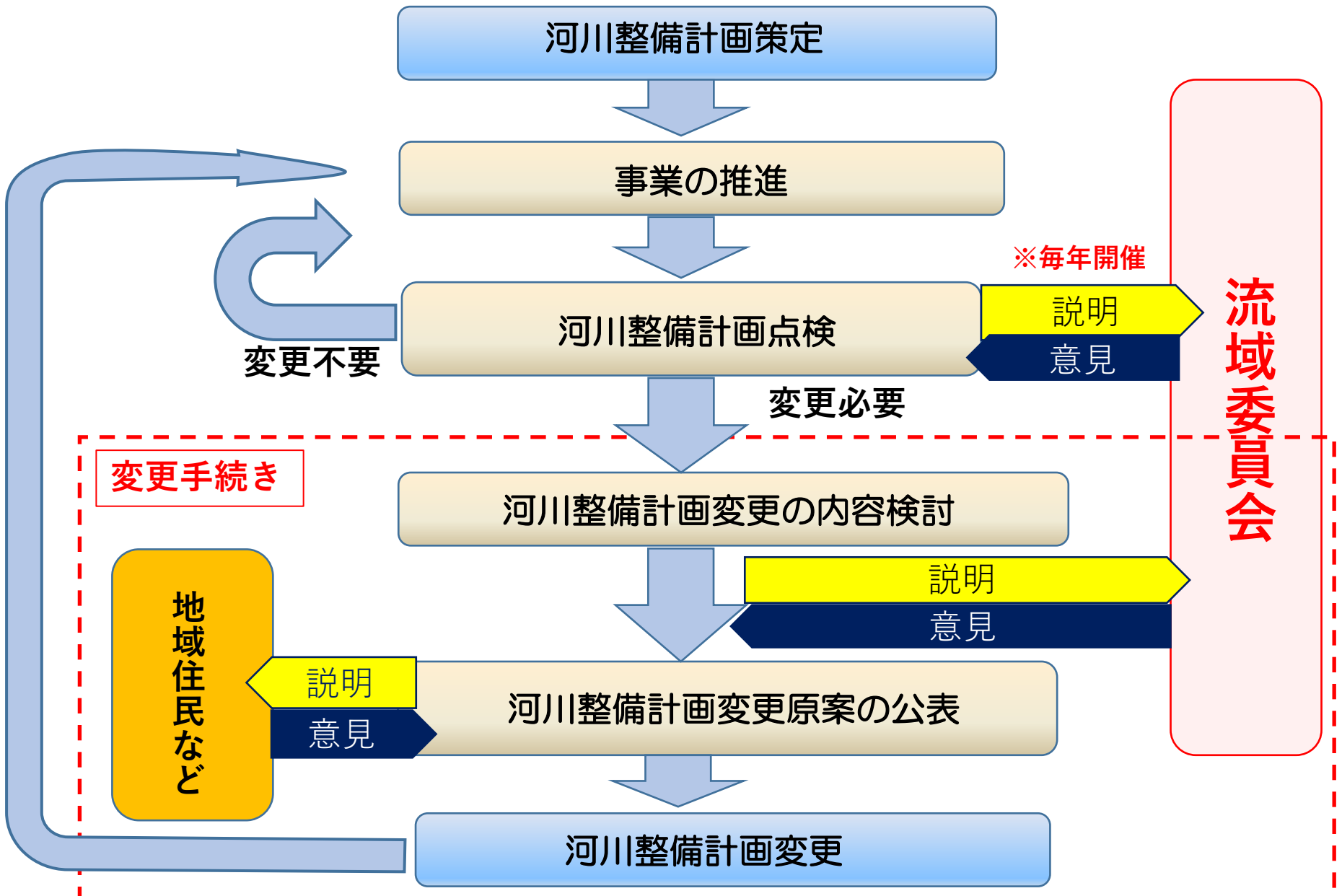
5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 （略）

7 前三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

1. 河川整備計画の点検について

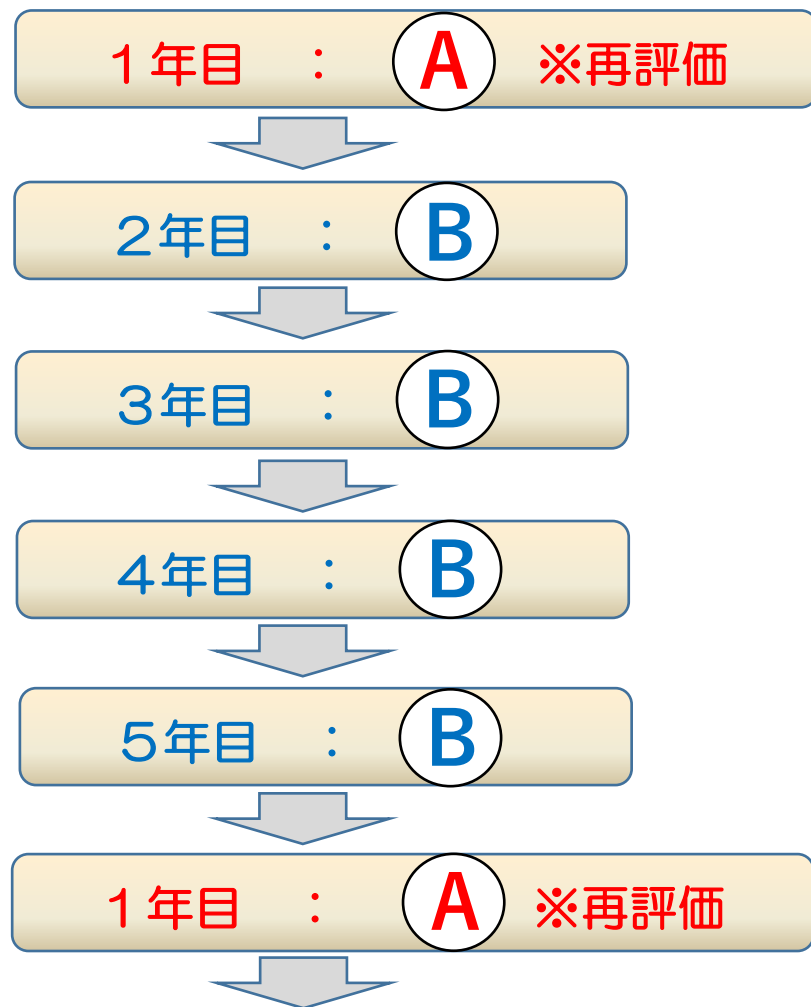
2) 河川整備計画の点検及び変更の全体の流れ



1. 河川整備計画の点検について

3) 河川整備計画の点検について

- 原則として、河川整備計画の点検（レビュー）は毎年開催。
- 再評価を受ける年は、本省事務連絡に基づいた全項目を点検報告。 **(A)**
- その他の年は、事業の進捗状況等を報告。 **(B)**



平成25年2月25日付
本省からの事務連絡「河川整備計画の点検及び変更について」
で明記がある点検項目

1. 流域の社会情勢の変化 • 土地利用の変化 • 人口・資産等の変化 • 近年の洪水等による災害の発生の状況 等	(A)
2. 地域の意向 • 地域の要望事項等	
3. 事業の進捗状況 • 事業完了箇所 • 事業中箇所の進捗率 等	(B)
4. 事業の進捗の見通し • 当面の段階的な整備の予定 等	
5. 河川整備に関する新たな視点 • 地震津波対策 等	

2. 河川整備計画の概要

1) 河川整備計画の目標

櫛田川水系河川整備計画で定めた以下の治水・利水・環境に関する目標の達成に向け、河川整備を実施します。

治水：洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減

- ◆櫛田川では、流量観測が開始された昭和38年以降最大となった平成6年9月洪水と同規模の洪水に対し破堤等による甚大な被害を防止します。
- ◆支川佐奈川では、流量観測が開始された昭和45年以降最大となった昭和54年10月洪水と同規模の洪水に対し破堤等による甚大な被害を防止します。
- ◆河口部では満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に、高潮による災害の発生を防止します。
- ◆発生が危惧される東南海・南海地震等により基礎地盤の液状化が発生し堤防が沈下する場合の浸水による二次災害及び、同時に発生すると考えられる津波による被害を防止します。
- ◆計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても被害を軽減します。

利水：河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ◆近年の少雨化傾向などにより河川の水量が減少しているため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。
- ◆かんがい用水については、営農形態、かんがい面積等が変化していることから、適宜、水利用の見直しを図ります。また、将来、水利用の変化が生じた場合においても適正な水利使用が維持できるよう適宜見直していきます。
- ◆流水の正常な機能を維持するための流量を確保するため、水利用の調整、既設の蓮ダムの効果的な運用、節水啓発活動の取り組み等に努めます。
- ◆水質に関しては、現在の良好な水質を維持します。
- ◆流域全体の社会生活に起因する富栄養化の原因物質については、地域住民等と連携しながらその減少に努めます。

2. 河川整備計画の概要

1) 河川整備計画の目標

櫛田川水系河川整備計画で定めた以下の治水・利水・環境に関する目標の達成に向け、河川整備を実施します。

河川環境：河川環境の整備と保全

1.河川空間の利用

- ◆河川空間の利用に関しては、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる櫛田川とするため、自然との調和に配慮しつつ、多様なレクリエーションや身近な環境教育の場として、人々の触れあい、やすらぎの空間や市街地周辺における豊かな自然環境を有する空間、古い街並みと櫛田川が調和した風景をかもしだす空間として活用、保全に努めます。

2.河川環境

- ◆櫛田川における動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持などといった河川環境の保全を目指します。
- ◆河道内の樹木群や頭首工による湛水面、瀬・淵などの河道形態は、地域住民と連携しながら良好な整備と保全を目指します。
- ◆祓川は自流がほとんど無いため、上流部は一部区間が水枯れとなり、魚類が生息できない状況が見られることから、魚類の生息環境の改善を図ります。
- ◆蓮ダムでは、貯水池での淡水赤潮の発生をできるだけ抑制し、貯水池の水質保全に努めるとともに、ダム下流における出水後の濁水の長期化現象の軽減を図ります。
- ◆櫛田川における山から海までの連続性に配慮して、水量・水質、地域のつながり等の視点から、河川と地域住民とのふれあい、住民参加による川づくりを推進します。

維持管理

- ◆維持管理については、櫛田川の河川特性を踏まえた河川維持管理計画を作成し、河川の状況を監視・点検によって分析評価することで、適切な維持管理に努めます。

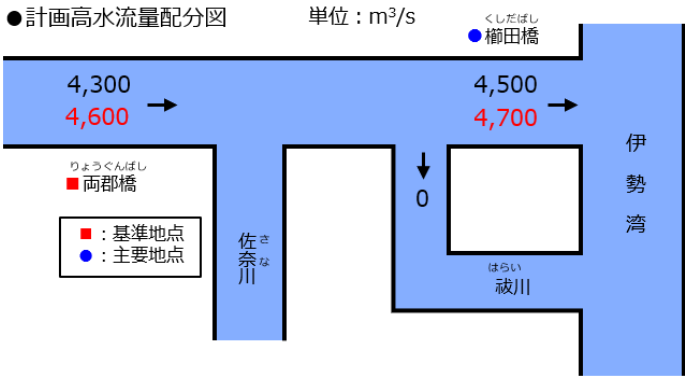
2. 河川整備計画の概要

2) 河川整備基本方針・河川整備計画の流量配分

河川整備基本方針（平成15年10月策定、令和8年4月変更）

◇基本高水は、気候変動による降雨量の増加等を検討した結果、ピーク流量を基準地点両郡橋において4,800m³/s から5,500m³/sに変更し、このうち既存ダムの有効活用等により900m³/sを調節して河道への配分流量を4,600m³/sとした。計画高水流量は、基準地点両郡橋において4,600m³/sとし、佐奈川等合流量100m³/sを合せ、櫛田橋で4,700m³/sとし、その下流では河口まで同流量とする。

河川名	基準地点	河川整備基本方針			
		変更の有無	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	計画高水流量
櫛田川	両郡橋	変更前	4,800	500	4,300
		変更後	5,500	900	4,600



河川整備計画（平成17年8月策定）

◇櫛田川の整備目標流量は、流量観測開始後最大洪水となった平成6年9月洪水相当とし、両郡橋地点3,500m³/sとする。

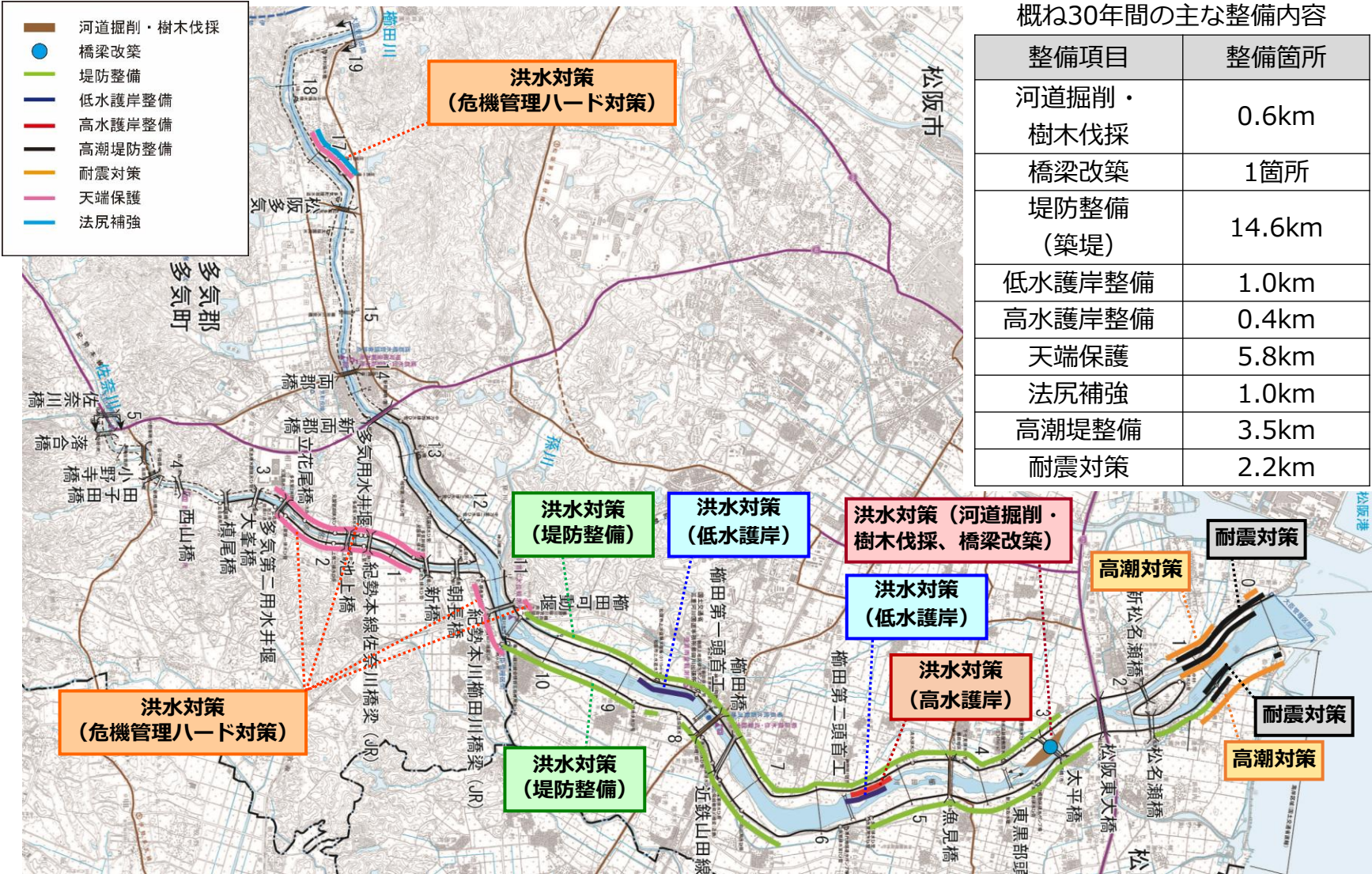
◇佐奈川の整備目標流量は、流量観測開始後最大洪水となった昭和54年10月洪水相当とし、西山橋地点130m³/sとする。

河川名	基準地点	河川整備計画			
		目標流量	蓮ダムによる洪水調節流量	河川整備流量【河道の整備で対応する流量】	備考
櫛田川	両郡橋	4,100	600	3,500	流量観測開始後最大洪水相当（H6.9洪水）
佐奈川	西山橋	130	—	130	流量観測開始後最大洪水相当（S54.10洪水）

2. 河川整備計画の概要

3) 河川整備計画の整備メニュー

◇河川整備計画策定時における、30年間で実施する予定の主な整備内容です。



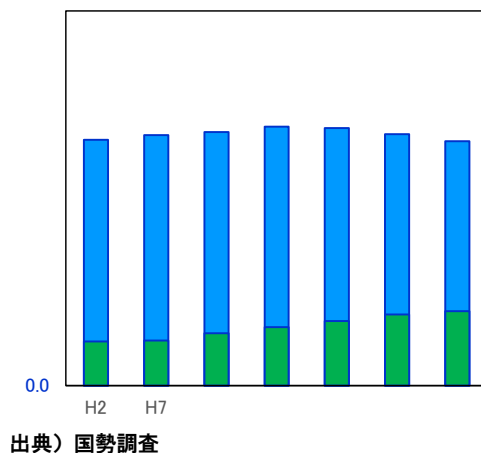
3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

1) 人口や世帯数等の流域内の状況変化

- ◇沿川市町の人口は、河川整備計画が策定された平成17年以降、概ね横ばいであり、流域の土地利用状況に大きな変化はありません。
- ◇ JR線や近鉄線等の鉄道、国道23号・42号及び伊勢自動車道等の主要交通網は、流域内の地域や県内主要都市を結ぶ広域交通の動脈として重要な役割を担っており、交通環境に大きな変化はありません。

沿川市町の人口の推移

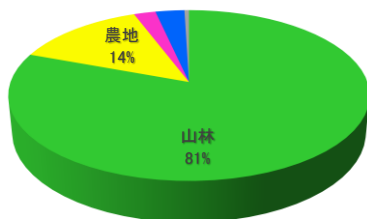
沿川市町：松阪市、多気町、明和町
※平成17年1月1日に松阪市、飯南町、
飯高町、嬉野町、三雲町が合併
※平成18年1月1日に多気町、勢和村が合併



沿川市町の土地利用の推移

昭和51年

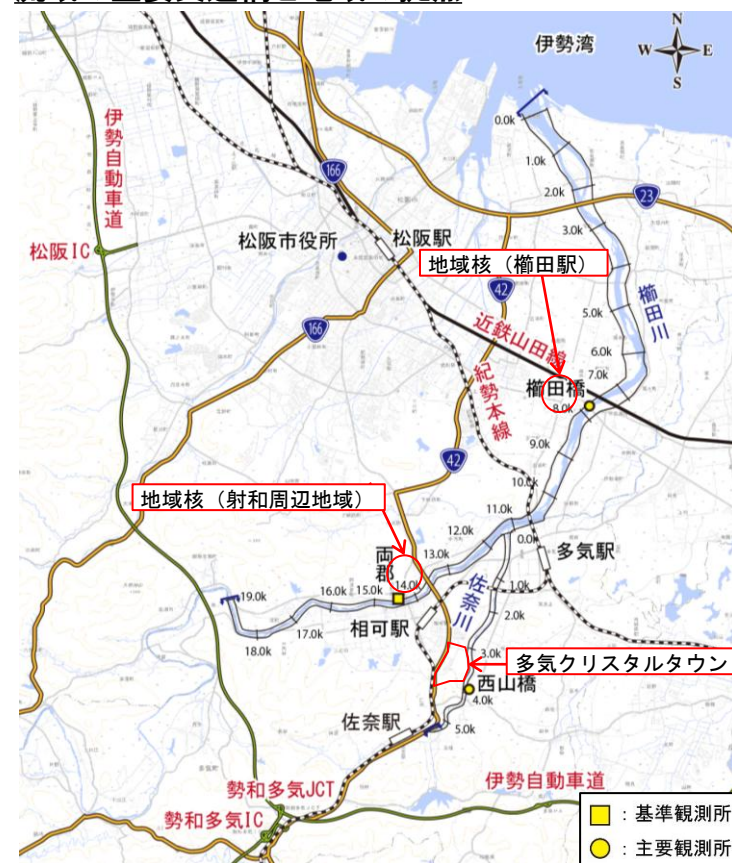
令和3年



出典) 国土数値情報(昭和51年、令和3年)

沿川市町：松阪市、多気町、明和町

流域の重要交通網と地域の拠点



3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

2) 櫛田川における近年の出水状況

◇河川整備計画が策定された平成17年8月以降、櫛田川では、整備計画規模を超える洪水は発生していませんが、蓮ダムで異常洪水時防災操作を実施した洪水が発生しました。

◇佐奈川では、平成29年に整備計画規模を超える洪水により浸水被害が発生しました。

◆主要洪水一覧

発生年月	原因	洪水流量 *両郡地点	浸水面積	浸水家屋
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	約4,800m³/s (推定流量)	不明	3,814戸
昭和49年 7月6～7日	台風8号	約2,000m³/s	不明	不明
昭和57年 8月1～3日	台風10号	約3,400m³/s	4ha	13戸
平成2年 9月17～20日	台風19号	約3,400m³/s	0.6ha	1戸
平成6年 9月27～30日	台風26号	約3,800m³/s	0.15ha	2戸
平成9年 7月25～27日	台風9号	約2,700m³/s	不明	不明
平成16年 9月28～30日	秋雨前線 台風21号	約3,700m³/s	不明	2戸
平成29年 10月22～23日	台風21号	約140m³/s (佐奈川西山橋)	約20ha (佐奈川)	2戸 (佐奈川)

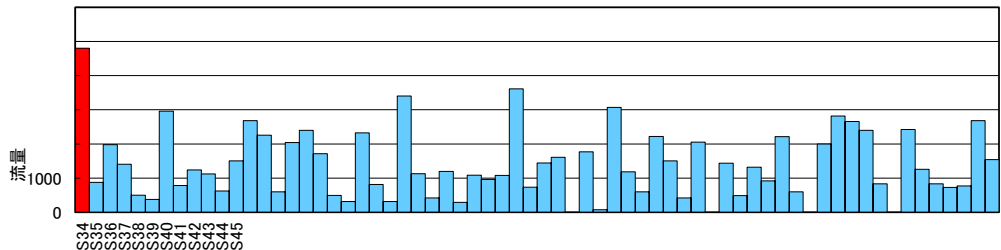
※1：流量は氾濫がないとした場合の計算値
※2：浸水面積及び被害の出典は、平成16年以前は河川整備計画本文

◆整備計画策定以降の洪水（原案時（H16.9.16）はH15洪水迄が対象）

- 【櫛田川】
- 1) H16.9洪水：整備計画規模と同規模洪水
 - 2) H23.9洪水：総雨量958mm/6日 蓮ダムで異常洪水時防災操作を実施
 - 3) H29.10洪水：整備計画規模相当降雨
- 【佐奈川】
- 1) H16.9洪水、2) H26.8洪水、3) H27.8洪水：計画高水位を超過
 - 4) H29.10洪水：計画高水位を超過 流量観測開始以降既往最高水位を観測
浸水面積：約20ha 床下浸水2戸の被害
 - 5) R6.8洪水：計画高水位を超過 浸水面積：約0.8ha 家屋被害無し

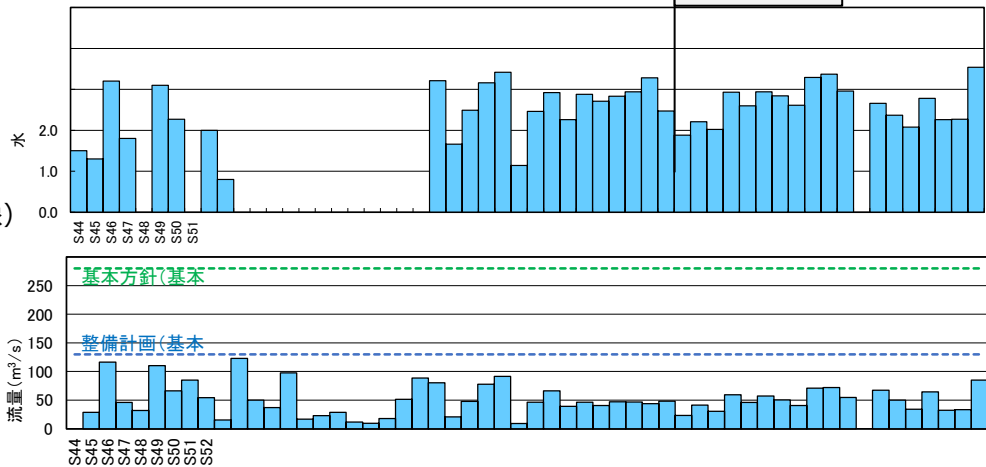
◆櫛田川 両郡橋地点 年最大流域平均雨量・流量

整備計画策定



◆佐奈川 西山橋地点 年最大水位・流量

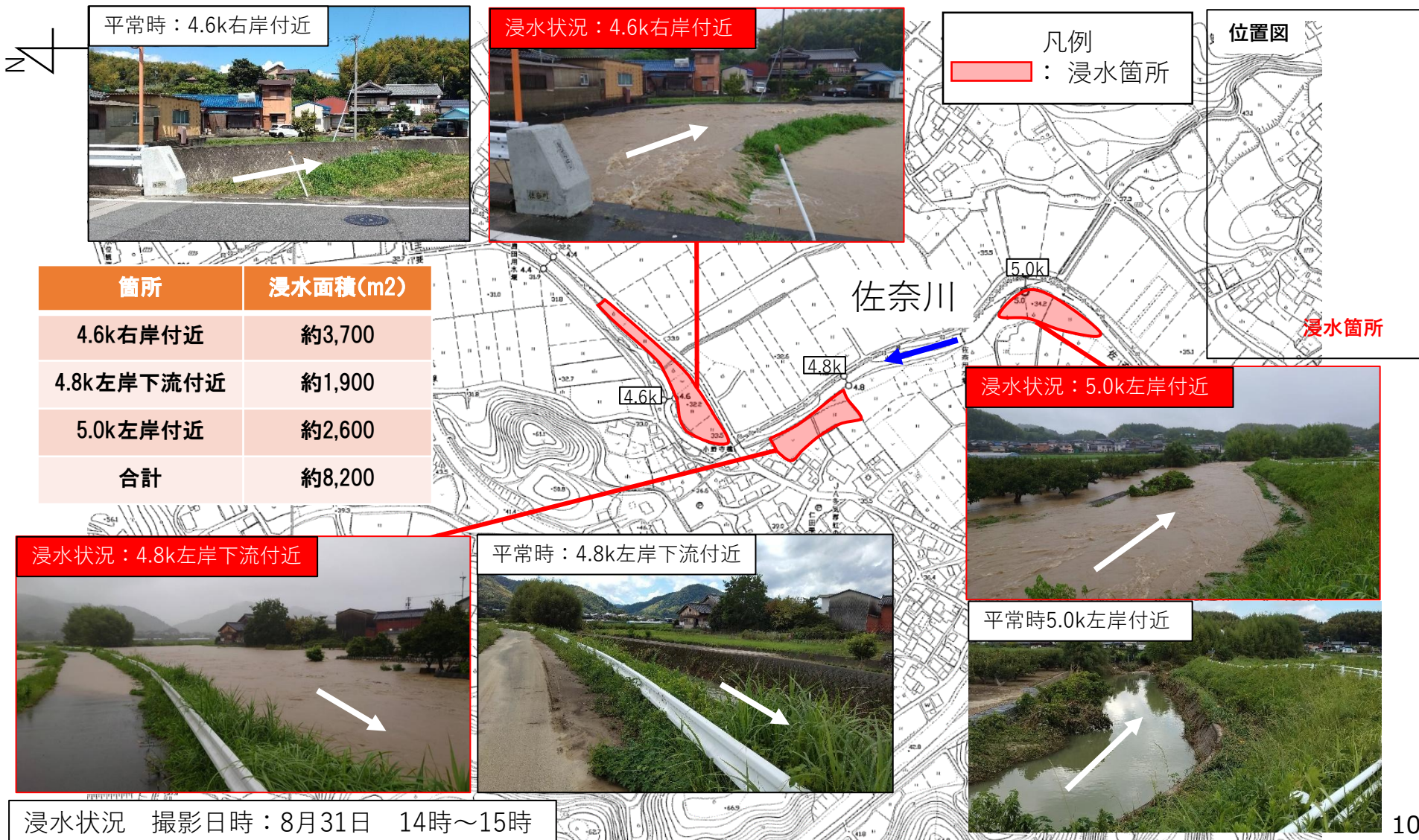
整備計画策定



3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

2) 櫛田川における近年の出水状況

◇令和6年8月31日の台風第10号において、櫛田川水系佐奈川で櫛田川合流部上流4.6～5.0k地点の左右岸で溢水し、浸水被害が発生しました。（家屋被害無し）

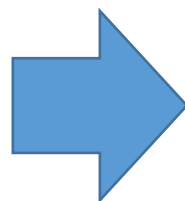


3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

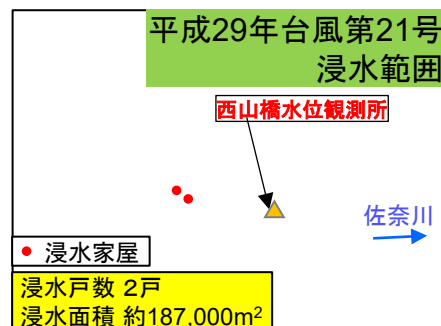
2) 櫛田川における近年の出水状況

- ◇令和6年8月31日の台風第10号において、佐奈川では計画高水位（3.27m）を超過する3.62mを観測しました。
- ◇平成29年度以降、河道掘削、樹木伐開を実施したことで、約0.6m水位を低下させ、観測史上最高水位を記録した平成29年出水に比較し、浸水面積が大きく減少（95%減）しました。

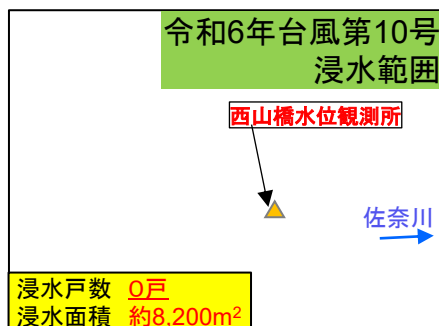
■西山橋付近出水状況



■浸水状況（H29出水と比べ大きく減少）

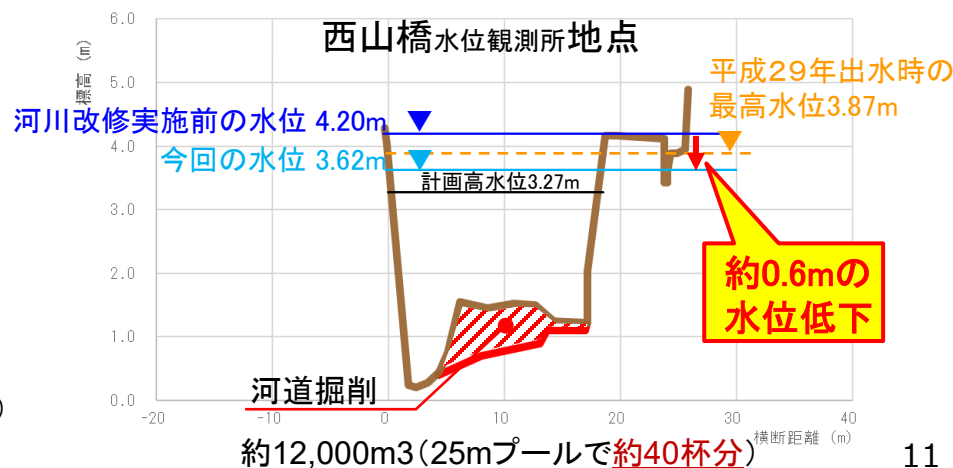


※櫛田川水系 相可雨量観測所
総雨量474mm（時間最大51mm/h）



※櫛田川水系 相可雨量観測所
総雨量455mm（時間最大66mm/h）

■今回出水による整備効果（水位低下効果）



3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

3) 近年の全国での自然災害の状況

◇短時間強雨の発生増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、**既に地球温暖化の影響が顕在化**しているとみられる。

さらに**今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測**されている。

◇こうした災害に備え、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）に基づき、**国土強靱化の取組を着実に推進**する。

■ 毎年のように全国各地で浸水被害が発生

【平成27年9月関東・東北豪雨】



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

【平成28年8月台風第10号】



②小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)



③空知川の堤防決壊による浸水被害
(北海道南富良野町)

【平成29年7月九州北部豪雨】

④赤谷川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

【平成30年7月豪雨】



⑤小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)



⑥肱川における浸水被害
(愛媛県大洲市)

【令和元年東日本台風】



⑦千曲川における浸水被害
(長野県長野市)

【令和2年7月豪雨】



⑧球磨川における浸水被害
(熊本県人吉市)



【令和3年8月の大雨】



⑨池町川における浸水被害
(福岡県久留米市)

【令和4年8月の大雨】



⑩最上川における浸水被害
(山形県大江町)

【令和5年7月の大雨】



⑪太平川における浸水被害
(秋田県秋田市)

【令和6年9月の大雨】



⑫塚田川における人家流失・流木阻害
(石川県輪島市)

【令和7年8月の大雨】



⑬網掛川における橋梁流出・護岸損壊
(鹿児島県始良市)

3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

4) 流域治水の加速化・深化

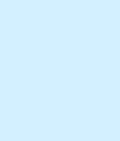
◇防災・減災、国土強靱化として、**流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進**するとともに、計画的・効率的なインフラの老朽化・耐震化等を実施してきたところ。

◇さらに、**気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進**するとともに、**災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策**に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

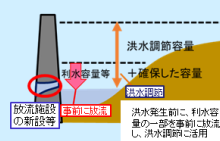
- 【取組】
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
 - ・ 砂防関係施設の整備
 - ・ 海岸保全施設の整備
 - ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
 - ・ 総合的な土砂管理
 - ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用
（ダムの事前放流）



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



下水道整備



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定

- 【取組】
- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
 - ・ 住まい方の工夫
 - ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

水災害による被害の最小化



被害対象を減少
させるための対策

氾濫をできるだけ防ぐ
・ 減らすための対策



被害の軽減、早期復旧
・ 復興のための対策



水害リスク情報の充実
（水害リスクマップ）



災害リスクの自分事化
（NIPPON防災資産）

- 【取組】
- ・ 水災害リスク情報の提供
 - ・ 洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化
 - ・ 災害リスクの自分事化 等

3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

4) 流域治水の加速化・深化

◇ 櫛田川の気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性として「**櫛田川水系流域治水対策プロジェクト2.0**」を策定し、あらゆる関係者による水害リスクを踏まえた主な対策と目標を設定している。

◇ 関係者の取り組みとして明和町や松坂市により、田んぼダムの検討や雨水危機管理予測のAI化などの施策を行って被害の軽減を図っている。

【明和町】新田んぼダム(施設)

現在の田んぼダムは耕作者管理に依存するため、効果の安定化と検証が困難です。そこで、以下のコンセプトに基づいた新たな田んぼダムデバイスの開発と実証実験を行いました。

新デバイスのコンセプト: 営農への影響を最小化・洪水ピークカットを主目的・メンテナンスの省力化

令和6年度の取り組み: 産官学連携により新デバイスを、実証実験を行いました。

令和7年度の取組み: 令和6年度の実証実験より、デバイスの改良、水位観測方法の変更

より効果的で持続可能な洪水対策を実現し、その有効性を実証することで全国展開を目指し、実験していましたが、大雨の回数が1回であったため、R8も引き続き実験を実施します。

- ・前田建設工業(株) (全体マネジメント)
- ・応用地質(株) (センサー等解析)
- ・中部美化(株) (田んぼダムデバイス開発)

産

連携

開発・検証

連携

- ・明和町建設課 (流域治水)
- ・明和町産業振興課 (土地改良区、担い手などの調整)

官

- ・三重大学 川口教授 (防災の有識者)
- ・三重大学 葛葉教授 (河川水理の有識者)

学

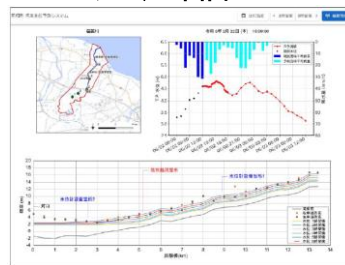
連携

明和町が考える新たな田んぼダム

【明和町】町独自の雨水危機管理予測(AI化)

明和町では、避難判断を気象と河川水位に基づき経験的にやっているが、職員の確保が課題。将来的な安定した危機予測のため、危険予測のAI学習を行った。

システム画面



ケーブルテレビ

鞍川ライブカメラ (須田橋)

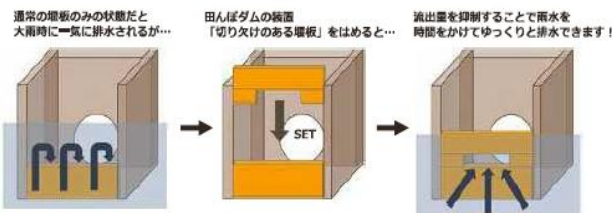


冠水ポラード



【松坂市】田んぼダムの活動に対する啓発

- ・水田の排水桝に流出量を抑制するための堰板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制し、浸水被害の軽減を図る。
- ・R4年度から1組織が実施。今後も啓発活動を行い、雨水貯留機能の向上を図る。



取組状況の様子



3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

5) 気候変動を踏まえた計画へ見直し

- ◇近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し。
- ◇令和8年4月に**櫛田川水系、宮川水系の河川整備基本方針の見直し**を実施した。
- ◇河川整備計画についても、順次見直しを実施予定。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には**降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍**、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても**治水安全度は目減り**
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対策

- 気候変動下においても、目標規模の洪水に対して氾濫を防止することに加え、計画規模を上回る洪水に対して、流域全体で被害をできる限り軽減する。
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

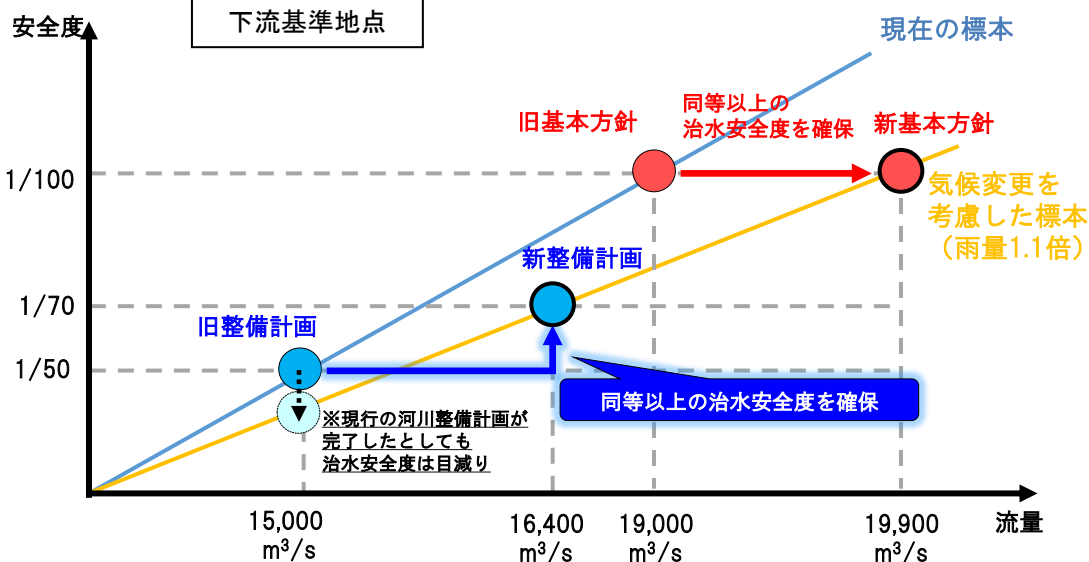
<計画見直しのイメージ>

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、**目標流量を約1.2倍に引き上げる必要**

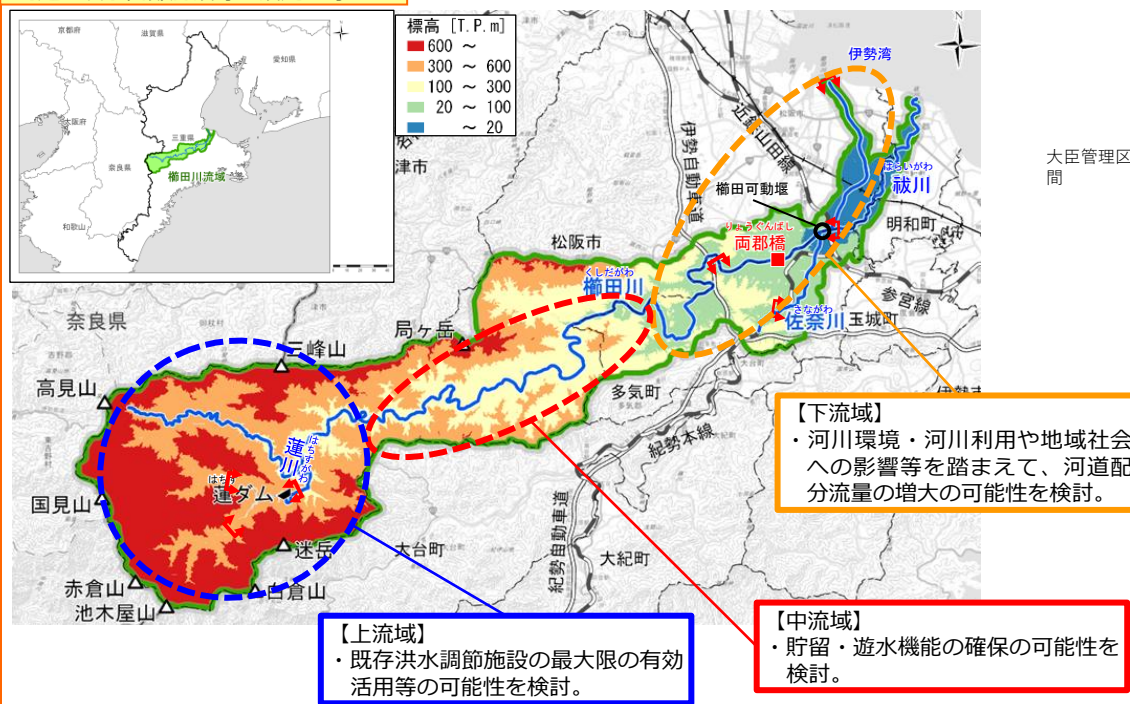


3. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

6) 気候変動を踏まえた「櫛田川水系河川整備基本方針」変更の概要

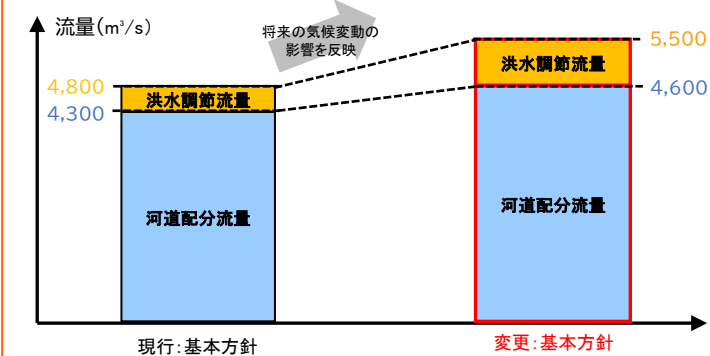
- ◇長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点両郡橋において $4,800\text{m}^3/\text{s}$ から $5,500\text{m}^3/\text{s}$ に変更。
- ◇気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $4,600\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $900\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- ◇事前放流による洪水調整施設の強化、田んぼダムや農業用ため池の活用、治山対策等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：両郡橋（1/100）>



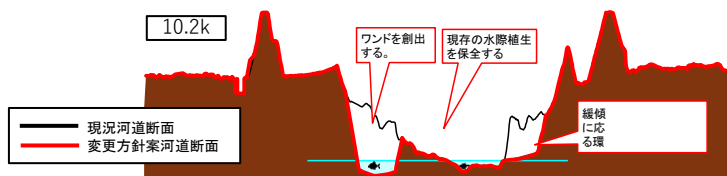
計画高水流量図

【赤字変更】

単位 m^3/s
■: 基準地点
●: 主要な地点

河道での対応

- 櫛田川では、櫛田可動堰上流付近が流下能力のネック地点となる。
- 水際環境の創出を踏まえて櫛田可動堰地点の河床を切り下げることにより、基準地点両郡橋における河道配分流量を $4,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。



洪水調節施設等での対応

- 事前放流による容量確保や放流操作ルールの変更など既存ダムの有効活用により、基準地点両郡橋における洪水調節流量を $900\text{m}^3/\text{s}$ とする。



4. 事業の進捗状況

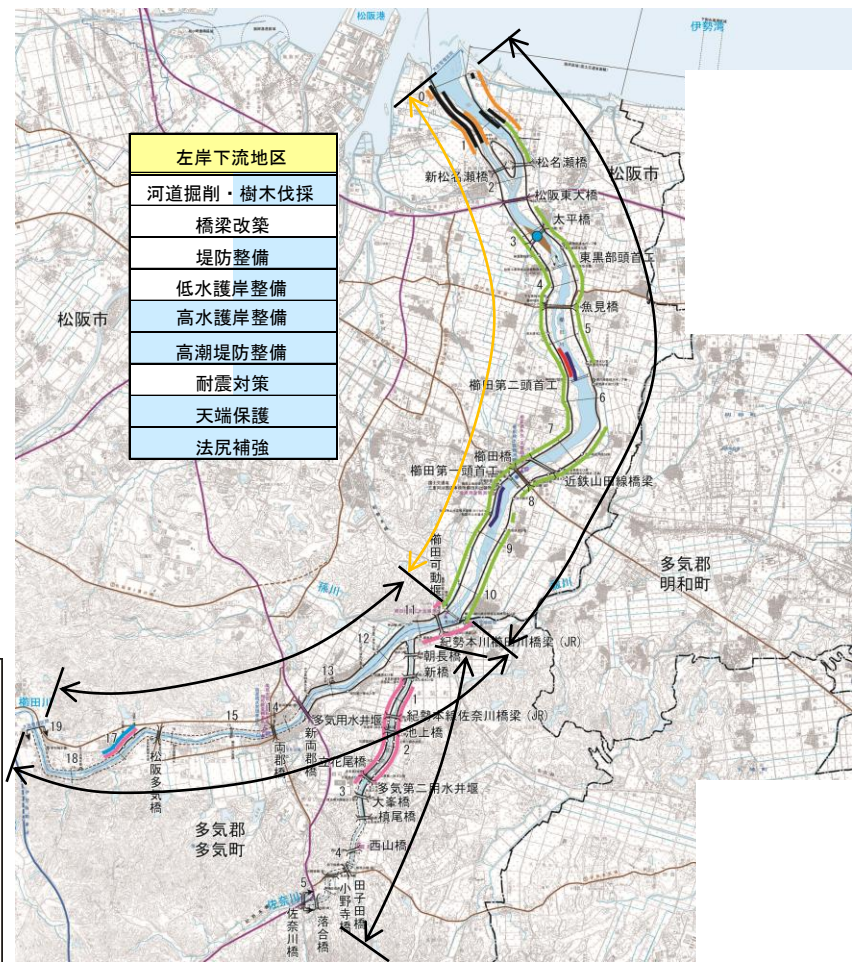
- ◇整備目標流量を安全に流下させるため、堤防整備、河道掘削、樹木伐採を重点的に進めています。
河川整備計画（平成17年8月策定）に基づく事業の進捗率は、事業費ベースで約79%程度となっています。
- ◇引き続き、関係機関（三重県、松阪市）と十分な連携・調整を図りながら事業を実施していきます。

概ね30年間の主な整備内容

整備項目	事業全体	整備済み ※令和8年度末予定	残事業
河道掘削・樹木伐採	0.6km	0.5km	0.1km
橋梁改築	1箇所	—	1箇所
堤防整備 (築堤)	14.6km	9.5km	5.1km
低水護岸整備	1.0km	0.1km	0.9km
高水護岸整備	0.4km	0.4km	-
天端保護	5.8km	5.8km	-
法尻補強	1.0km	1.0km	-
高潮堤整備	3.5km	3.5km	-
耐震対策	2.2km	1.6km	0.6km



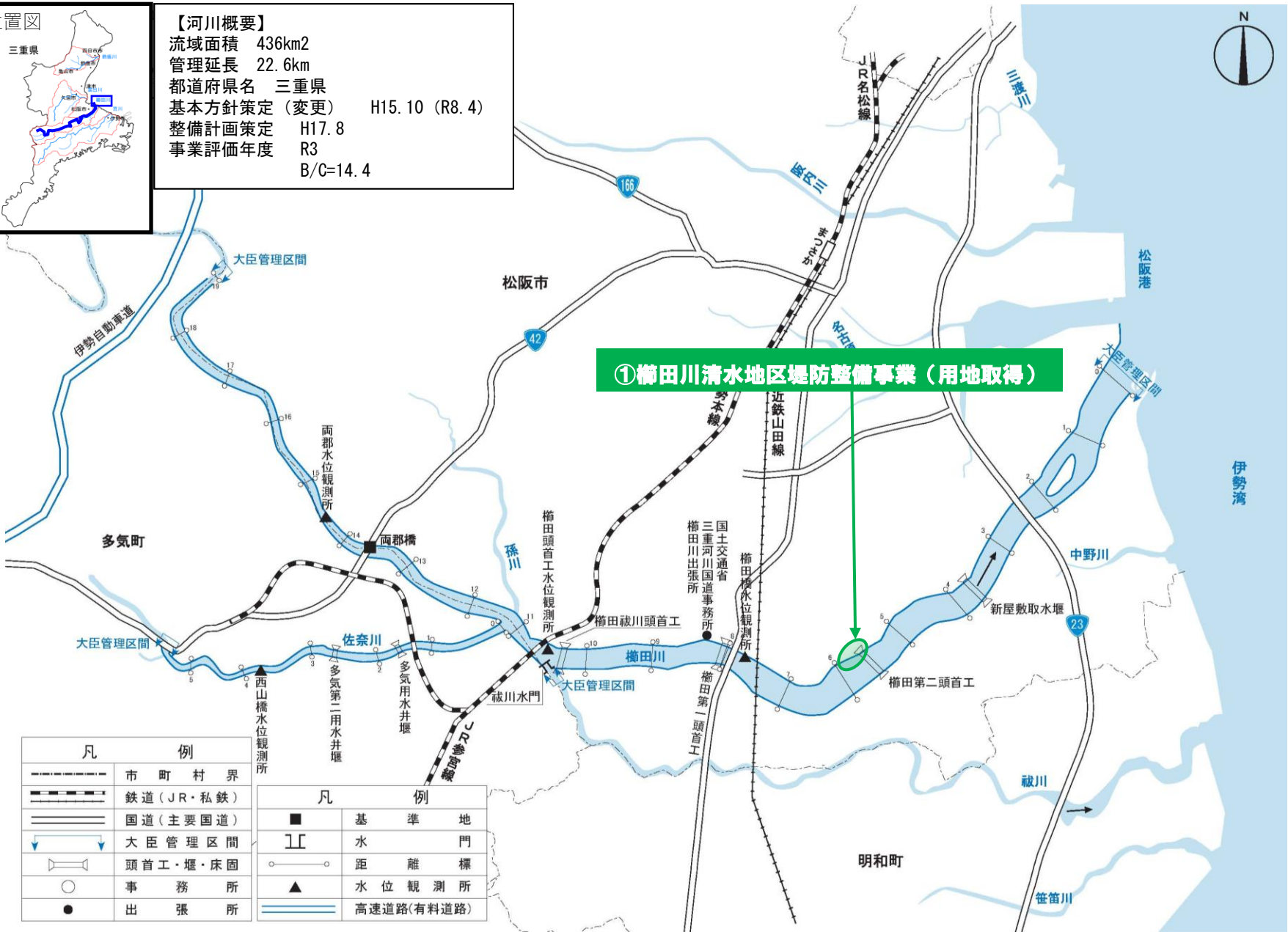
【事業進捗状況図】



4. 事業の進捗状況 実施中の事業



【河川概要】
流域面積 436km²
管理延長 22.6km
都道府県名 三重県
基本方針策定（変更） H15.10（R8.4）
整備計画策定 H17.8
事業評価年度 R3
B/C=14.4

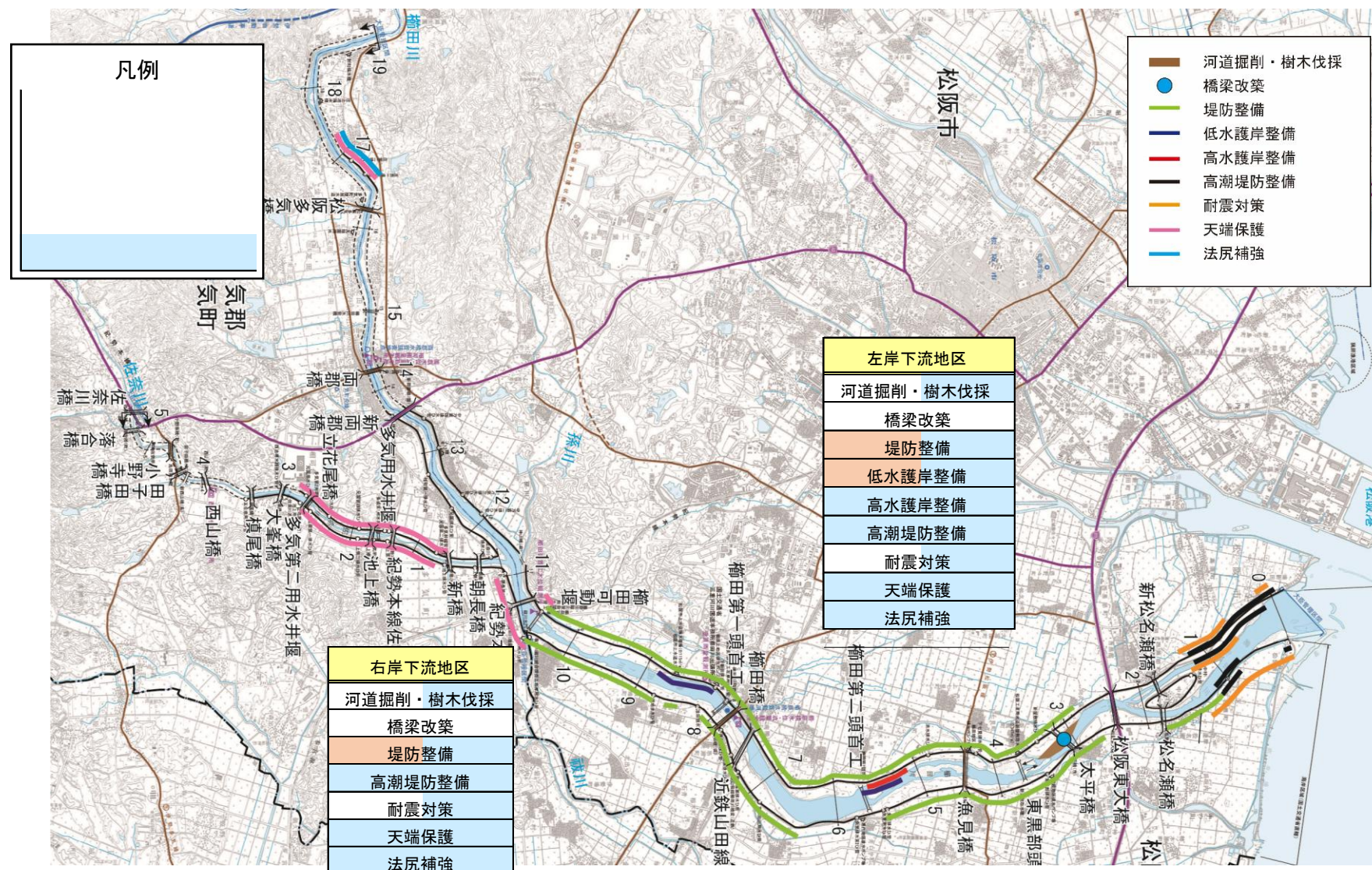


凡	例
	市 町 村 界
	鉄道（JR・私鉄）
	国道（主要国道）
	大臣管理区間
	頭首工・堰・床固
	事 務 所
	出 張 所

凡	例
	基 準 地
	水 門
	距 離 標
	水 位 観 測 所
	高速道路(有料道路)

5. 事業進捗の見通し

◇引き続き、河道掘削、堤防整備等を関係機関と十分な連携・調整を図りながら実施していきます。



6. ソフト対策に関する取組

- 氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、**国と県管理河川各々で開催していた協議会を統合し**、平成30年度より**新たに大規模氾濫減災協議会**として流域全体として取組を促進。**河川管理者、都道府県、市町村等と連携を図り**、減災のための**目標を共有し**、**ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める**。

◆想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

- ・橿田川(国管理)はH29までに洪水浸水想定区域図を公表済み。
- ・橿田川(県管理水位周知河川)はR5までに洪水浸水想定区域図を公表済み。
- ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定は、松阪市、多気町、明和町で公表済み。

◆小中学校における水災害教育の実施

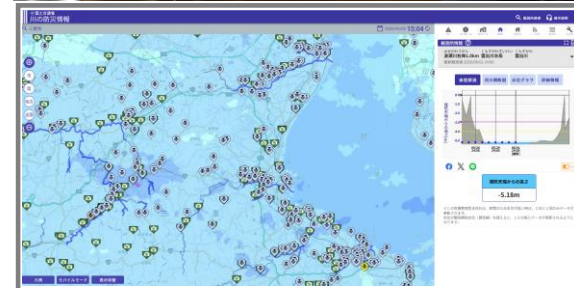
- ・小学校にて新学習指導要領の全面实施に向け、R1年度から支援校に対して防災教育の支援を実施。
- ・中学校にてR7年度からワークシート等での防災教育の支援を実施。
- ・教材(副読本及び学習指導・発問計画)、運営用資料(卓上模型、フォトモンタージュ等)の授業運営に関する支援が主体。

◆要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施の支援

- ・水害や土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、橿田川浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、防災気象情報や河川情報の意味、利用者の安全確保等に関する説明会を実施。

◆危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置

- ・洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。(R8.3時点: 三重四川87基設置うち橿田川22基設置)
- ・機能を限定した低コストの簡易カメラ(簡易型河川監視カメラ)を設置し、多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。(R8.3時点: 三重四川41基設置うち橿田川9基設置)



7. 利水に関する取組 渇水対策

- 櫛田川水系河川整備計画策定（平成17年8月）以降、蓮ダムの貯水率、水利用の状況に応じ、櫛田川渇水調整協議会での合意の基、取水制限をH19、H25、H29の計3回実施しています。

取水制限期間	日数	最大取水制限率		
		上水	工水	農水
H19.5.26～H19.6.29	35	自主	自主	30%
H25.5.28～H25.6.20	24	自主	自主	40%
H29.6.22～H29.8.9	49	自主	自主	30%

櫛田川の取水制限状況

河川巡視実施状況
(H29.6.27)



水質調査実施状況
(H29.6.19)



農業用水路の末端まで
水が行き届いていない状況
(H29.6.28)



農家の対応状況
(ほ場へのポンプによる汲み上げ)
(H29.6.28)



H29渇水時の状況

7. 利水に関する取組

渇水の備えの強化（渇水対応タイムラインの試行運用開始）

- 櫛田川渇水調整協議会構成機関の参加の下、気候変動がもたらす影響への適応策の一つとして、渇水時の備えとなる「**櫛田川事前渇水行動計画(渇水対応タイムライン)**」の試行運用を令和3年2月より開始しました。
- 櫛田川事前渇水行動計画（渇水対応タイムライン）は河川管理者、水道事業者（上水道、工業用水）、農業系利水者といったさまざまな立場の機関・組織などが「蓮ダム貯水率100%～0%の各状況」に応じて行う「渇水の進展、影響・被害を軽減するための対策とその時期」（行動計画）を明記したものです。

櫛田川事前渇水行動計画（櫛田川・非洪水期 11月1日～6月14日）

※利水容量28,400千m³に対する貯水率

R3.2.1 版

渇ダム貯水率	渇水の状況・期間	注意喚起レベル	河川管理者	水道用水(水道・工業用水)		農業用水		住民・事業者
			管理者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場	利水者(管理者)としての立場		
100% ～ 50%程度	渇水発生前期 平時		【適正な河川管理・水利用】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利水補給状況(目的別)の共有 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報(降雨量など) ◆河川情報(水位・ダム貯水率など)	【平時からの適正な施設管理】 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆施設等の水回りの整備・点検 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報(降雨量など) ◆河川情報(水位・ダム貯水率など) 【住民・事業者への水資源の啓発】 ◆水資源や節水に関する広報	【事前行動・情報収集】 ◆気象情報(水位・ダム貯水率など) 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報(降雨量など) ◆河川情報(水位・ダム貯水率など)	【平時からの適正な施設管理】 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆施設等の水回りの整備・点検 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報(降雨量など) ◆河川情報(水位・ダム貯水率など)	【平時からの節水】 ◆一般家庭・事業所での節水 ・歯磨きのときに水を流さずにしない ・よく使う蛇口に節水コマの取り付け ・お風呂の残り湯を活用 ・トイレのタンクにボトルを入れる ・お風呂の入れすぎ、湯かきすぎに注意など (ウェブサイト等を活用した節水の啓蒙)	
50%程度 ～ 40%程度	自主節水期 貯水率が減少傾向にあり、水利利用を自主的に制限している状況 約1ヶ月程度	イエローレベル	【適正な河川管理・水利用】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利水補給状況(目的別)の共有 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の準備・開催(参加適宜) ・情報共有・対策の調整	【自治体等情報の確認】 ◆受水団体等との情報提供・共有(必要に応じ) 【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆自主節水の検討・実施(適宜) ◆渇水調整協議会の参加(適宜) 【住民等へ情報発信・対策検討】 ◆渇水に備えた体制整備(準備) ◆節水に関する広報	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆自主節水の検討・実施(適宜) ◆渇水調整協議会の参加(適宜) 【情報の確認・対策検討】 ◆他水源の状況監視	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆自主節水の検討・実施(適宜) ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆施設の総排水状況の確認 【使用者へ情報発信・対策検討】 ◆他水源の状況監視(準備) ◆自己水源の確認	【自治体等情報の確認】 ◆一般家庭・事業所での節水推進 ◆発表される情報の確認	
40%程度 ～ 15%程度	取水制限期 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況 約1ヶ月程度	オレンジレベル	【適切な河川管理・渇水対策の推進】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の開催・参加(適宜) ・水利利用者への状況説明 ・対策の協議・調整 ◆被害情報等の収集 ◆流量基準地点の状況の調査・確認	【自治体等情報の確認・対策の推進】 ◆受水団体等との情報提供・共有(適宜) ◆水道用水<節水・調整(適宜)> ・使用者への節水啓発・衛生管理の強化 ◆工業用水<節水・調整(適宜)> ・使用者への節水依頼 【住民等へ情報発信・対策の検討】 ◆渇水に備えた体制整備(適宜) ◆住民等への節水の呼びかけ	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆取水地点の河川状況の確認 ◆給配水状況の収集 【情報の確認・対策の推進】 ◆他水源の状況監視強化・調整(適宜)	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆取水地点の河川状況の確認 ◆被害情報の収集 【渇水対策の推進】 ◆農業用水<節水・節水> ・使用者への節水・節水依頼(適宜) ・ゲート調整・バルブ調整 ・自己水源(ポンプ運転)の調整(適宜)	【自治体等情報の確認】 ◆一般家庭・事業所での節水推進 ◆発表される情報の確認	
15%程度 ～ 0%	緊急節水期 貯水率が概ねゼロの状況 約20日程度	レッドレベル	【渇水対策の強化】 ◆河川環境の確認 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の開催(調整室) ・対策の協議・水融通などの調整(適宜) ◆被害情報等の収集 ◆流量基準地点の状況の調査・確認	【自治体等情報の確認・対策の強化】 ◆受水団体等に対する節水強化(適宜) 【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆取水地点の河川状況の確認 ◆給配水状況の収集 【住民等へ情報発信・対策の強化】 ◆渇水に備えた体制整備 ◆住民等への節水の呼びかけ強化	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆取水地点の河川状況の確認 ◆給配水状況の収集	【情報収集】 ◆気象情報・河川情報の収集 ◆渇水調整協議会の参加(適宜) ◆取水地点の河川状況の確認 ◆被害情報の収集 【渇水対策の強化】 ◆節水・節水の依頼強化	【自治体等情報の確認】 ◆発表される情報の確認・順位の強化 ◆最低限の水利用	

●この事前渇水行動計画は、渇水被害を最小限にとどめるため、「蓮ダムの貯水率」に応じて、想定される河川管理者などが講じる対策、水利利用者・事業者が取るべき行動を示したものです。なお、実際の渇水調整や具体的な対応は渇水調整協議会で決定されます。
 ●基本的にはこの事前渇水行動計画に基づき各機関が行動することとしますが、河川の流況悪化時など、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

【参考となる情報収集ウェブサイト】

- ◆蓮ダムリアルタイム情報 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hachisu/realtime.php>
- ◆三重県営水道水供給事業及び工業用水事業の水源地状況 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12674013222.htm>
- ◆三重の水資源 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/0500003878.htm>
- ◆松阪市 節水・広域給水状況など <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/yougousuidou/ist492-1618.html>
- ◆中部地方整備局管内の渇水情報 https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/kassui_yzyouhou/index.htm

7. 利水に関する取組

渇水の備えの強化（櫛田川水系渇水対策支部を設置）

- 降雨不足による櫛田川の流況悪化に伴い、令和8年1月28日から5月1日までの94日間、櫛田川水系渇水対策支部を設置しました。
- 支部設置期間中は、流況の監視の強化や関係機関との連絡調整、情報共有などの対応を行ってきました。

広報資料

三重河川国道事務所HPの記者発表に掲載

令和8年1月28日 設置

櫛田川の渇水概要（令和8年1月28日）

渇水状況

- 三軒屋観測所（松阪市飯高町）における降水量は令和7年11月～12月が91mmで平年の46.9%でした。令和8年1月の降水量は1月27日時点で1mmとなっています。
- 櫛田川の河川流量（岡部観測所）は流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量） $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を令和7年12月28日から下回り、本日で32日連続となっています。
- 1月28日9時時点の運ダム貯水率は44.4%、平年比79.1%となっています。
- このまま少雨が継続すると、深刻な渇水被害が生じるおそれがあることから、渇水被害の回避、軽減を図るため、渇水対応を行っていく必要があります。

岡部観測所の流量（管理者：国土交通省 読み：りょうぐん 場所：多気郡多気町相可） 速報値



現況写真（櫛田川第二頭首工 場所：松阪市清水町）



平常時の流況
(岡部観測所の流量約 $12\text{m}^3/\text{s}$)
令和6年5月1日撮影



令和8年1月28日撮影
(岡部観測所の流量約 $1.2\text{m}^3/\text{s}$)



運ダムの貯水量（管理者：国土交通省 読み：はちすだむ 場所：三重県松阪市飯高町森） 速報値

- 令和7年11月以降の少雨の結果、運ダムの貯水量も少ない状況に留まっています。
- 1月28日9時時点の運ダムの貯水量は約 $1,260\text{万}\text{m}^3$ （貯水率44.4%）であり、平年比では79.1%となっています。これは運ダムの本格運用が始まった平成5年以降の同時期貯水量での比較で、過去34年中25番目に低い水準となります。

運ダム周辺の降雨状況



運ダムの貯水量



これまでの対応状況

- 少雨により運ダムの貯水量が平年より少ないことから、以下の対応を行ってきたところです。

●運ダムからの補給により岡部観測所地点で確保する流量を、 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ から概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$ に緩和

※岡部観測所地点における正常流量は $3.0\text{m}^3/\text{s}$ （11/1～2/28）であるが、櫛田川水系における各利水者の取水の権利を確保し、かつ取水後においても、魚の生息・生育も含め、川に必要な流量を維持することが可能となる最低限の流量が $2.0\text{m}^3/\text{s}$

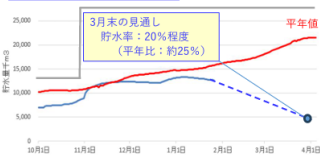
平成17年渇水との比較（1月28日現在）※		
	現在の容量	貯水率
令和8年	1,260万 m^3	44.4%
平成17年	879万 m^3	30.9%

※令和8年の値1月28日9時時点のもの

今後の見通し

- 気象庁による向こう3か月の降雨の見通しでは、2月から4月の降水量は「平年並み」「少ない」の合計確率が80%と、少雨予想となっています。
- このまま少雨状況が継続すると、これまで実施してきた渇水対応を継続したとしても、3月末段階で貯水率は低下し、20%程度まで低下する見通しとなっています。
- このように運ダムの貯水率は、今後非常に厳しい状況になるものと想定され、更に4月以降は農作物の生育のための取水が本格化していくため、予断を持っていない状況にあります。

運ダム貯水量の今後の見通し



当面の渇水対応

- このような状況の中、今後の渇水被害の回避、軽減を図るため、当面以下の渇水対応を実施します。
- 不特定容量の温存
 - 運ダムにより岡部観測所で確保する流量および運ダムで流水を貯留する条件の緩和を継続
 - 魚の生息・生育も含め、川に必要な流量を維持することが可能な最低限の流量は確保しつつ、各利水者の取水意思を踏まえ更なる切り下げを行うことで不特定容量の温存。
- 水道容量の温存
 - 渇水の進捗に応じ南勢志摩水道用水の節水（自主節水）を検討、実施。



問い合わせ先

渇水全般や河川に関すること

国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所
河川占用調整課

Tel：059-229-2218

運ダムに関すること

国土交通省 中部地方整備局
運ダム管理所
管理係

Tel：0598-45-0371



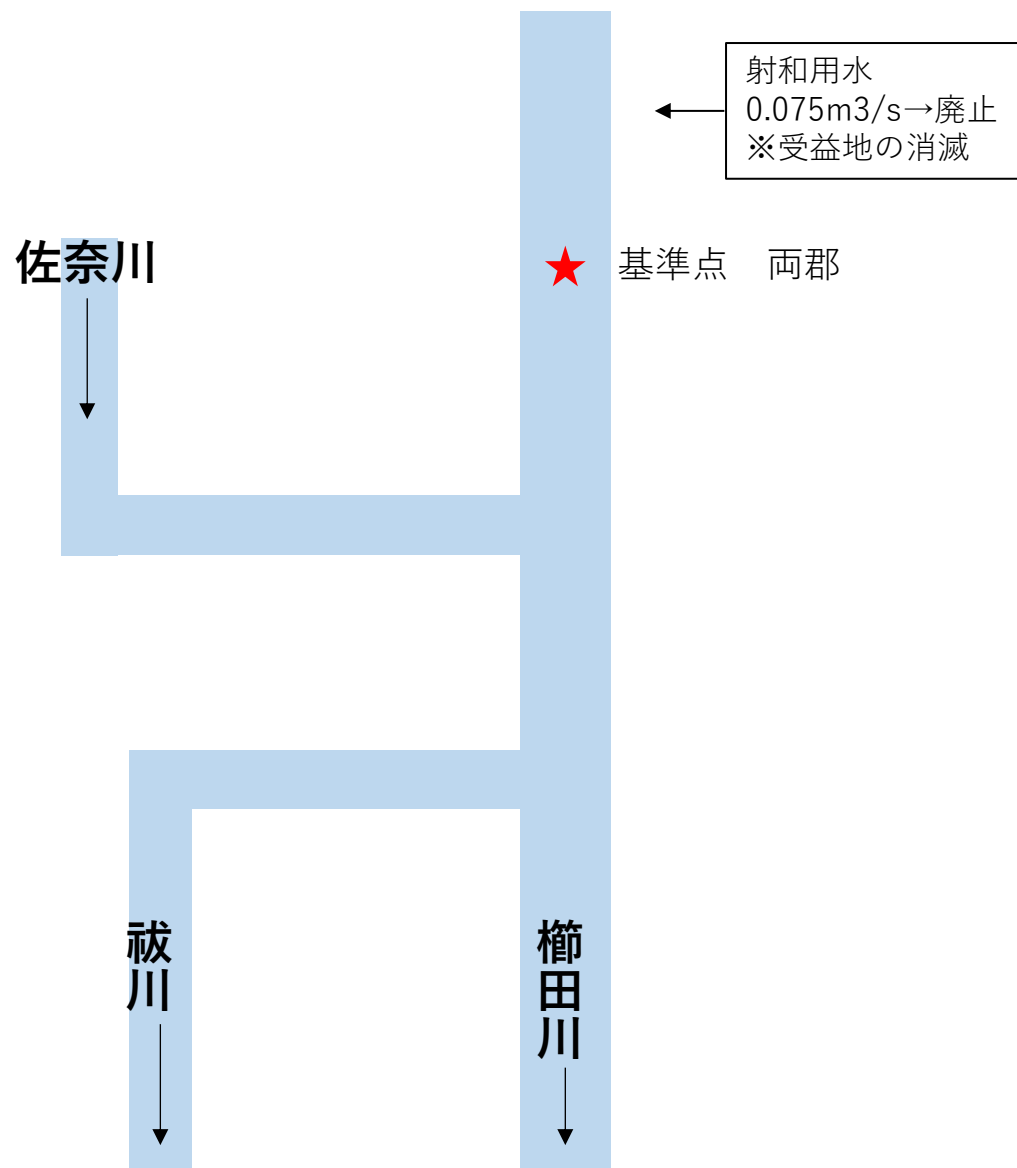
川の防災情報

7. 利水に関する取組

河川水の適正な利用

- 河川水の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権更新時に行う水利権更新審査において、使用水利量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権量の見直しを行っています。
- 令和3年度には、受益地の消滅により、射和用水の水利権を廃止しました。

種別	法	件数	最大取水量 (m ³ /s)	備考
発電用水	許可	1	1.50	
水道用水	許可	2	1.856	
工業用水	許可	1	0.347	
農業用水	許可	4	9.98	かんがい面積 約2,800ha
	慣行	6	0.031	かんがい面積 約30ha
その他	許可	0	—	
合計	許可	8	13.683	
	慣行	6	0.031	
	計	14	13.714	



8. 環境に関する取組 水生生物調査

- 櫛田川における水生生物調査について、今年度は3地点2団体127名の地域の学校及び活動団体の参加により実施しました。（※令和8年7月16日時点）
- 生物学的水質判定指標からみて、良好な水質環境が保たれていると考えられます。

①佐伯中【櫛田川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	(事務所)	I (参考)
令和7年	(事務所)	II (参考)
令和8年	今後実施予定	

②両郡橋【櫛田川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	12人	I
令和7年	28人	II
令和8年	21人	II



③新屋敷取水堰【櫛田川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	(事務所)	II (参考)
令和7年	(事務所)	II (参考)
令和8年	今後実施予定	

④櫛田橋【櫛田川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	80人	I
令和7年	(事務所)	II (参考)
令和8年	今後実施予定	

⑥大峯橋・楨尾橋【佐奈川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	119人	II
令和7年	10人	II
令和8年	106人	大峯橋 IV 楨尾橋 I

⑤JR佐奈川橋梁【佐奈川】		
調査時期	参加人数	水質階級
令和6年	53人	IV
令和7年	52人	II
令和8年	今後実施予定	

水生生物調査の実施状況

両郡橋(R8)



大峯橋・楨尾橋(R8)



確認された指標生物(R8調査)

水質階級 I



カワゲラ類

水質階級 II



コオニヤンマ



カワニナ類

水質階級 IV



ユスリカ類



アメリカザリガニ

※1) 出典: 川の生き物を調べよう 水生生物による水質判定
環境省水・大気環境局、国土交通省水管理・国土保全局 編
※2) (参考): 直営調査の結果を示す

8. 環境に関する取組

河川水辺の国勢調査

- 魚類、底生動物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類、植物の確認状況です。
- 確認種数は、調査地点の追加等による増加は見られますが、概ね横這い～増加傾向です。
- 植物群落としては、河口部に特徴的な塩沼植物の面積は平成26年度以降減少していますが、ヨシ群落の面積は増加傾向です。
- 樹林地は竹林、広葉樹林の竹林と面積の割合が増加していますが、全体としては横ばいです。

●河川水辺の国勢調査の実施状況（櫛田川：H13以降）

●魚類

●底生動物



●鳥類

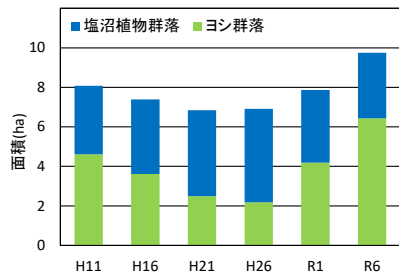
●両爬哺

●植物群落
（塩沼植物・ヨシ群落）

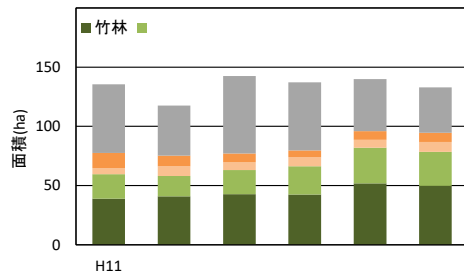
（樹林地）

●陸上昆虫類

●植物



※櫛田川本川0～3k区間の面積



※櫛田川全川（佐奈川含）の面積

水辺現地調査における確認種数の推移

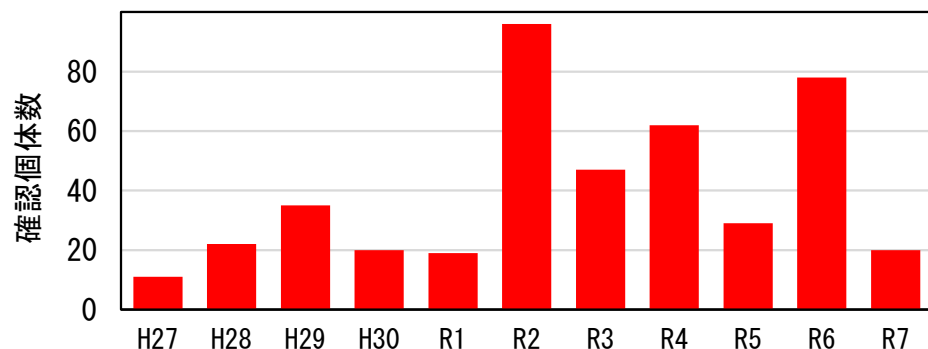
8. 環境に関する取組

外来種の確認状況

- 特定外来生物は、櫛田川では近年確認種が増加しています。
- 植物群落については、特定外来種が優占する植物群落は確認されず、外来植物群落の面積比率にも大きな変化は見られません。
- 魚類については、平成27年からコクチバスが確認されるようになっていきます。個体数が増加傾向なことから、地域と連携したコクチバス対策の取組を進めるため、コクチバス生息環境マップを作成しています。

●特定外来生物の確認状況

●外来植物群落面積の経年変化



コクチバスの確認個体数の推移
(自然再生モニタリング調査結果)

※夏季1回7地点での調査結果の合計

植物群落面積の比率（櫛田川本川）



コクチバス親魚

8. 環境に関する取組

河川工事の変遷と環境の変化

- 櫛田川水系河川整備計画（H17年）以降の改修事業のうち、河道内の生物生息場を直接改変し、影響が大きいと考えられる“河道掘削・樹木伐採”を対象に、R7までに施工された箇所では“河川水辺の国勢調査”結果による生物の変遷を整理した。
- 対象箇所は以下の図に示す通りであり、櫛田川では2.8k～3.4k周辺の大平橋上下流で実施された河道掘削・樹木伐採のみが対象となる。
- 櫛田川では、自然再生事業として氾濫原湿地環境再生を実施し「緩傾斜掘削」「ワンド創出」などを進めていく。



↔ 河道掘削・樹木伐採
● 自然再生事業

8. 環境に関する取組

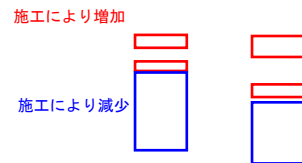
櫛田川 河道掘削・樹木伐採箇所 2.8k～3.4k

- 施工範囲を含む2.0k～4.0k区間の植生を見ると、大区分では在来植生・外来植生ともに大きな変化は見られていない。自然裸地が減少しているが、施工範囲での変化ではない。基本分類群では、施工によりその他の低木や落葉広葉樹林が減少し、ヨシ（セイタカヨシ）やオギが増加している。
- 鳥類については、整備前のH30年のデータはあるものの、整備後のデータなく、R10年に鳥類調査が予定されている。整備前は20種の鳥類が確認され、水域や草地の鳥類の種数が多い。河畔林の種は少ないものの、個体数は多く確認されている。今後、R10年の鳥類調査の結果を以って、鳥類相の変化を把握する。

●工事範囲図



●植生変化：2.0k～4.0k（櫛田川）（左：大区分、右：基本分類群）



●3kの鳥類の確認種数（整備前）

●3kの鳥類の依存環境別の確認種数（整備前）

整備後
データは
R10年に
取得

整備後データはR10年に取得

●3kの鳥類の個体数（整備前）

●3kの鳥類の依存環境別の個体数（整備前）

整備後
データは
R10年に
取得

整備後データはR10年に取得

櫛田川自然再生事業 氾濫原湿地環境再生

- ## ＜氾濫原・湿地環境の再生箇所＞



8. 環境に関する取組 実施中の事業

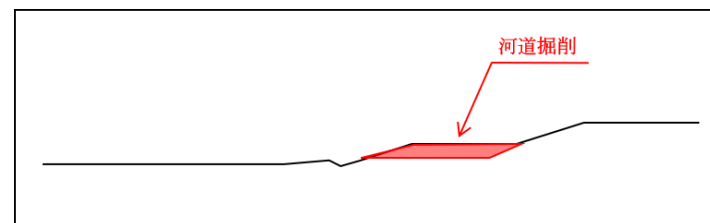
櫛田川自然再生事業

- 櫛田川（多気郡多気町朝長）では、湿地環境の再生を目的に河道掘削を実施しています。

位置図



工事イメージ図

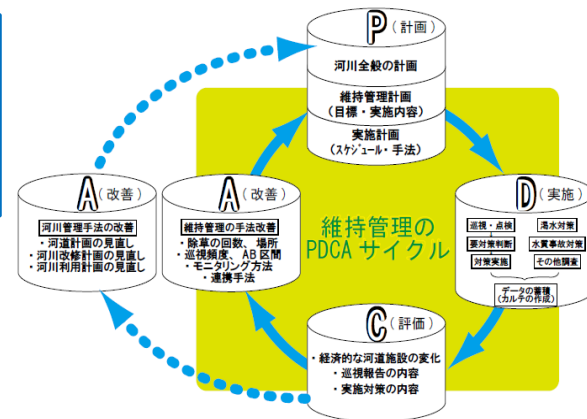
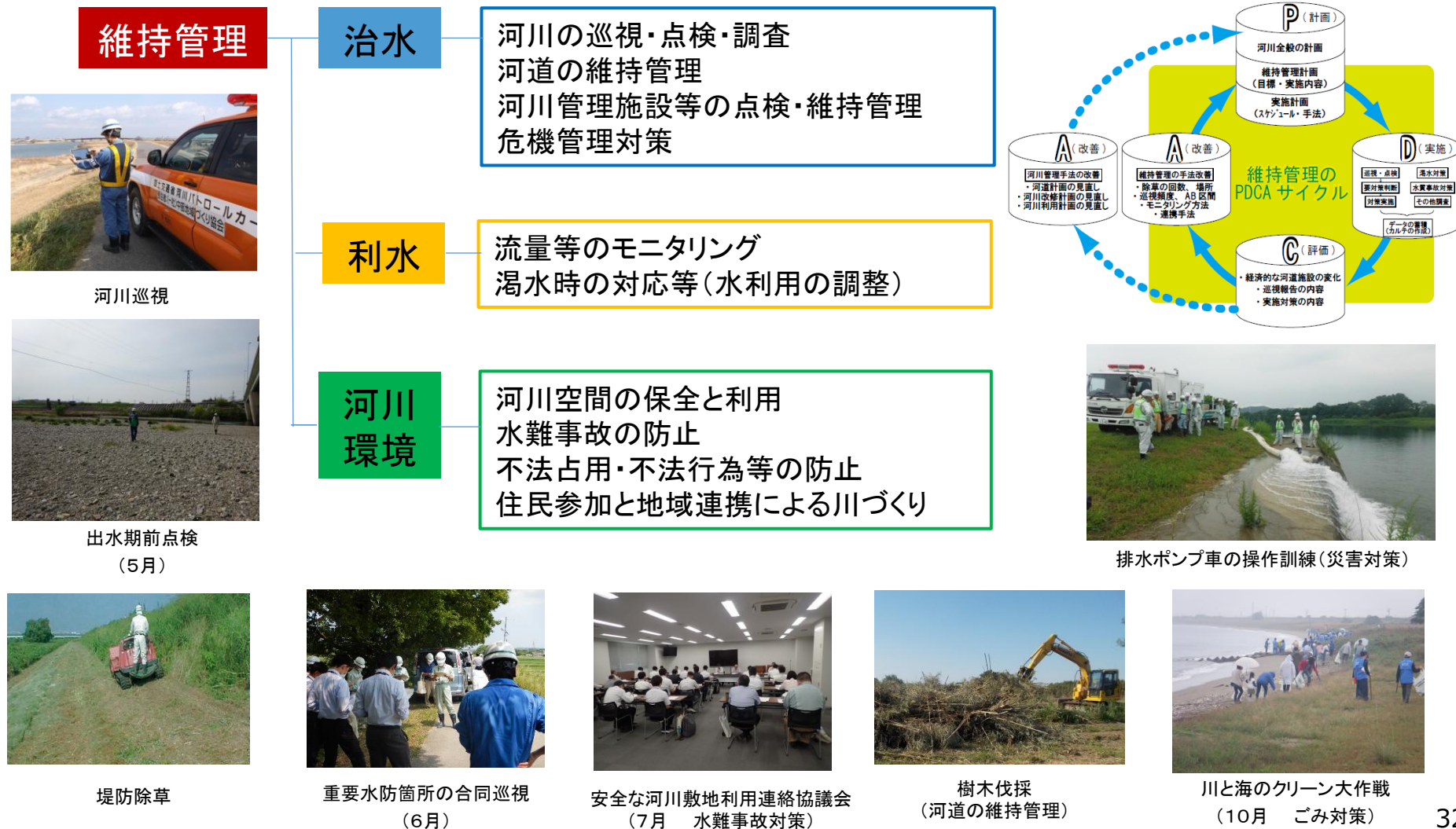


実施箇所



9. 維持管理に関する取組

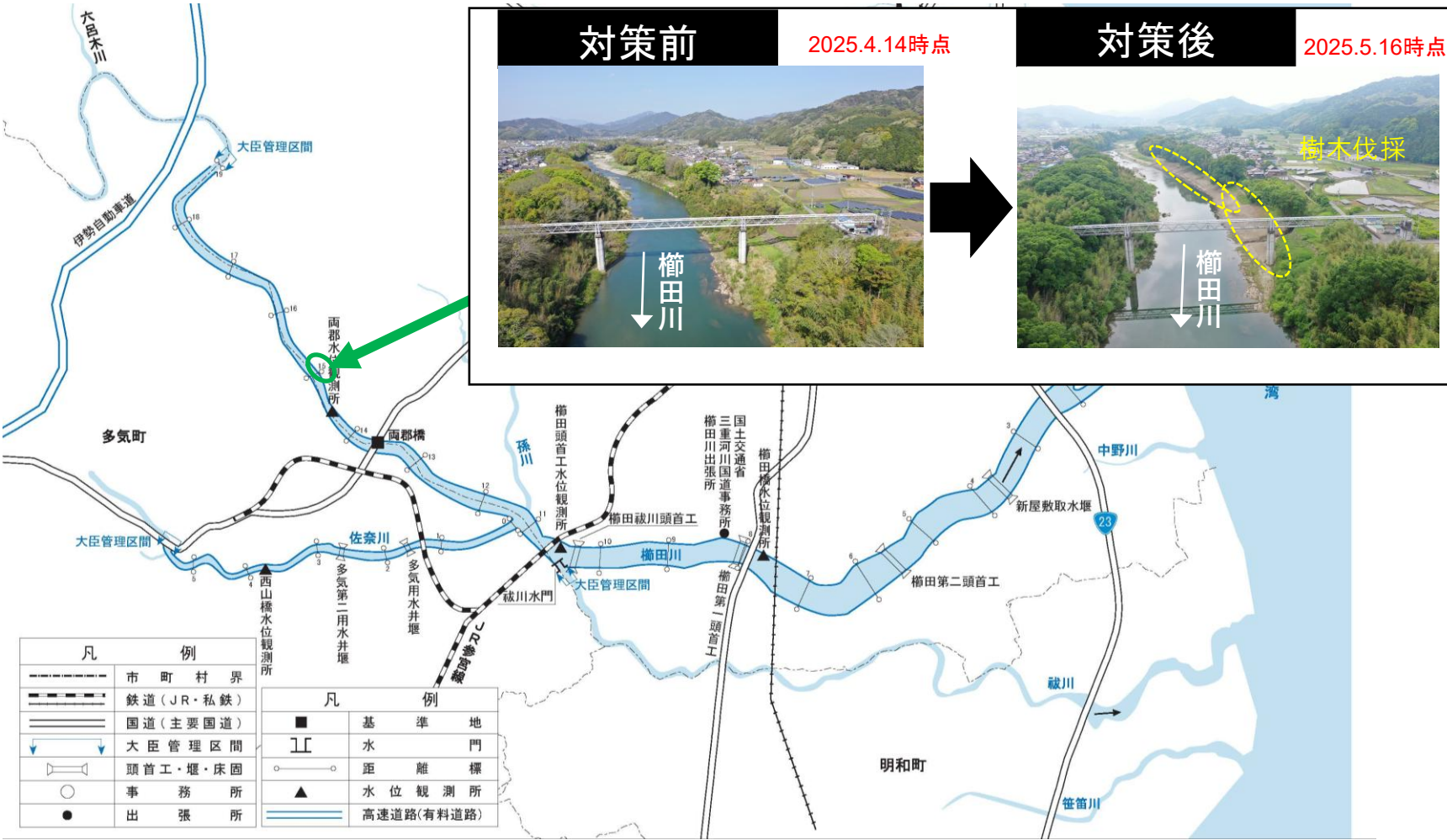
- 河川維持管理は、河川巡視・点検により状況把握を行い、維持管理対策を実施します。得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画に反映するというサイクルの体系を構築しています。



9. 維持管理に関する取組

河川維持修繕事業

- 河川管理上支障となっている樹木の伐採を行い、流下能力の回復を図りました。
- 維持管理については、櫛田川の河川特性を踏まえた河川維持管理計画を作成し、河川の状況を監視・点検によって分析評価することで、適切な維持管理に努めます。



コスト削減

- 櫛田川水系櫛田川右岸8.6kp付近において防竹シートを設置した。
- H31年に施工して以来、再繁茂が起こっていない。従って初期伐採後のコスト削減に繋がった。



10. 河川整備計画内容の点検結果

現河川整備計画に基づき、ハード・ソフトの河川整備を実施していくとともに、社会情勢の変化から、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直し（変更）の検討を進めていきます。

社会情勢の変化

- ◆流域内の人口、世帯数等に大きな変化が見られない。
- ◆河川整備計画策定（平成17年8月）以降、櫛田川では、整備目標流量を超える洪水は発生していないが、佐奈川では令和6年に計画高水位を越える洪水により浸水被害が発生した。
- ◆気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」の取り組みとして「櫛田川水系流域治水対策プロジェクト2.0」を策定し、櫛田川流域の被害の軽減を図っている。
- ◆治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」への見直しにより、令和8年4月に「櫛田川水系河川整備基本方針」の変更を行った。

河川整備の進捗・実施状況

櫛田川水系河川整備計画は、平成17年8月に策定され、21年経過しています。
社会情勢の変化状況を確認し、整備計画の進捗状況について点検を実施しました。

◆治水に関する河川整備

同計画に定めている治水に関する河川整備を実施しております。

◆利水に関する河川整備

河川水の適正な利用を図るとともに、利水者や関係機関等と連携し、同計画に定めている利水に関する河川調査等を実施しております。

◆河川環境に関する河川整備

河川水辺の国勢調査の結果を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、同計画に定めている河川環境に配慮した河川整備を実施しております。

◆維持管理に関する河川整備

同計画に定めている維持管理に関する河川整備を実施しております。